

## データ提出を要件とする病棟の拡大

骨子【Ⅱ－２（２）】

### 第１ 基本的な考え方

急性期を担う保険医療機関の機能や役割を適切に分析・評価するため、10対1入院基本料についても、データ提出加算の届出を要件化するとともに、データ提出加算の評価を充実する。

### 第２ 具体的な内容

1. 届出病床数が一定以上の病院に限り、10対1入院基本料の施設基準にデータ提出加算の届出を要件化する。

現 行	改定案
【一般病棟入院基本料（10対1）、特定機能病院入院基本料（一般病棟10対1）、専門病院入院基本料（10対1）】 [施設基準] (新設)	【一般病棟入院基本料（10対1）、特定機能病院入院基本料（一般病棟10対1）、専門病院入院基本料（10対1）】 [施設基準] <u>データ提出加算の届出を行っていること。（200床未満の病院を除く。）</u>

#### [経過措置]

平成 28 年 3 月 31 日に 10 対 1 一般病棟入院基本料、一般病棟 10 対 1 特定機能病院入院基本料、10 対 1 専門病院入院基本料の届出を行っている保険医療機関については、平成 29 年 3 月 31 日までの間、上記の基準を満たしているものとする。

2. データ提出加算に係る評価を以下の通り充実する。

現 行	改定案
<p>【データ提出加算】</p> <p>1 データ提出加算 1</p> <p>イ 200床以上の病院の場合 100点</p> <p>ロ 200床未満の病院の場合 150点</p> <p>2 データ提出加算 2</p> <p>イ 200床以上の病院の場合 110点</p> <p>ロ 200床未満の病院の場合 160点</p>	<p>【データ提出加算】</p> <p>1 データ提出加算 1</p> <p>イ 200床以上の病院の場合 <u>120点</u></p> <p>ロ 200床未満の病院の場合 <u>170点</u></p> <p>2 データ提出加算 2</p> <p>イ 200床以上の病院の場合 <u>130点</u></p> <p>ロ 200床未満の病院の場合 <u>180点</u></p>